

令和2年度 運営方針・事業計画

社会福祉法人 五倫会

障害福祉サービス事業グループ

【姫路暁乃里／太陽の郷／チャレンジ／オリオン／ふらっと】

社会福祉法人 五倫会 事業計画

1. 理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間がありのままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと2020年度事業を執行する。

2. 基本方針

- ① 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
- ② 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
- ③ 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

3. 職員の誓い

- ① 利用者に対して尊敬と感謝の念を持ち、謙虚な気持ちを忘れません。
- ② 利用者に対して誠心誠意、平等に接します。
- ③ 利用者のペースに合わせ、同じ目線でじっくりと話を聞きます。
- ④ 利用者に対しての言葉遣い、職員同士の言葉遣い、挨拶は適切にします。
- ⑤ 職員間の報連相を徹底し、チームワークを大切にします。
- ⑥ 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努めます。
- ⑦ できないと言わない、愚痴は言わない、人のせいにしません。

4. 法人経営の原則の遵守

令和2年度事業を執行するに際し、法人定款第3条に規定する法人経営の原則を遵守する。

《法人定款》（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害児、障害者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

5. 評議員会・理事会の開催

① 評議員会の開催

2020年6月（2019年度事業報告及び決算等）

2020年12月（2020年度事業経過報告等）

2021年3月（2021年度事業計画及び予算等）

② 理事会の開催

2020年5月（2019年度事業報告及び決算等）

2020年9月（2020年度事業経過報告等）

2020年12月（2020年度事業経過報告等）

2021年3月（2021年度事業計画及び予算等）

6. 事業内容

- ・ 第一種社会福祉事業 障害者支援施設 姫路暁乃里
（生活介護・施設入所支援）の運営 各定員 35名、30名
- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 姫路暁乃里
（短期入所）の運営 定員 4名
（日中一時支援）の運営 定員 4名

- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 太陽の郷
（生活介護・就労継続支援B型）の運営 各定員 20名、15名

- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 チャレンジ
（共同生活援助事業の運営 定員 16名
（短期入所（空床型））の運営

- ・ 第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業 オリオンまのがた
（放課後等デイサービス）の運営 定員 10名

- ・ 第二種社会福祉事業 障害児通所支援事業 オリオンあなせ
（放課後等デイサービス）の運営 定員 10名

- ・ 第二種社会福祉事業 相談支援事業 ふらっと
（一般・指定・障害児相談支援事業）の運営

7. 事業方針

(1) サービス提供基盤の強化と、よりよいサービス提供のための人材育成

① 職員の教育体制の充実

⇒法人全体で合同研修を定期的 to 実施し、五倫会マインドを醸成するとともに、経

験と勘に陥りがちな職員がブラッシュアップできる機会をつくる。また、eラーニングシステムを活用し、全職種、階層に対して専門性、質の高い研修を提供する。

② 強度行動障害支援スーパーバイザー養成研修

⇒虐待の対象となる障害に強度行動障害の方が多く含まれること、強度行動障害が環境や不適切な関わりが原因の主たるものであることを踏まえ、外部より講師を招き、1年を通じた研修プログラムを実施する。

(2) 職員の能力や個性を生かす組織開発

① 人事制度の改善

⇒現人事制度の課題を整理し、適切に運用されるように随時改善を図る。

② 海外からの留学生、実習生の雇用も含め、多様な人が認められ、働き続けられる職場づくりをすすめる。

③ リーダー級及び、課長級の階層別研修を実施

⇒虐待防止などの知識のほか、チームマネジメントや、面談の技法などについて学べる機会をつくる。

(3) 新たな事業の推進と事業領域の開拓

① 高齢化・重度化に対応したグループホームの開設

⇒法人所有地や地域の既存建物等を活用し、障害者の重度化・高齢化にも対応できるグループホームの整備計画を進める。

② 生活介護事業所の新設

⇒既存の生活介護事業に加え、新たに開設することにより、特色のある事業所として、利用者の選択肢を増やす。

③ 児童発達支援の新設

⇒児童発達支援事業について事業化できるか検討をすすめる。

④ 新規事業のための人材確保

⇒将来を見据え、ハローワーク、民間の人材紹介等を利用し、積極的な人員確保に努め、余裕を持った人員配置を目指す。

⑤ 企業主導型保育事業の開設

⇒働きやすい職場作りの一環として、保育所の創設を継続して検討する。

指定障害者支援施設 姫路暁乃里 事業計画

基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く、“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者とスタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

取り巻く環境

国の方向性（障害者基本計画）として、「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」を掲げている。施設入所利用者の地域移行を目指し、グループホームや一般住宅での生活（地域生活）を推進し、施設入所の定員2%以上削減を設定している。しかし、施設入所者の重度化・高齢化が進む中、入院・死亡の割合が高く、地域生活移行者は減少傾向にある。意思決定支援は障害者支援施設の生活の質の向上を図ることを目的としている。近年は「脱入所施設」→「入所施設の小規模化・個室化」といった流れが強い。

現在の障害者福祉の課題であり、今後ニーズが増えると思われる項目は下記の5点と考える。

- 利用者の高齢化・重度化
- 強度行動障害者支援
- 障害者支援施設の小規模化
- 多くの入所待機者
- 職員不足

この現状を踏まえて、重点項目を実施していきたい。

重点目標

1. 医療・高齢化

2020年2月で生活介護利用者の平均年齢は42歳を迎えている。知的障害者の高齢化については、加齢化が早く進む傾向があり、10～20歳程度早いと言われている。それに伴い、疾病の罹患率の上昇・身体機能や精神機能の低下が進んできたため、下記の内容を実施する。

- ・日課の中に機能訓練、リハビリテーションといった高齢化に対応したプログラムを取り入れて継続していく。
- ・疾病の早期発見、早期治療を行い、重症化しないよう看護師を中心に支援課と協力体制をとる。
- ・インフルエンザやノロウイルス等の感染症の予防として、日常的に手洗い・うがいを徹底し、館内の消毒を毎日行い、季節性の感染症ゼロを目指す。
- ・館内設備（浴室の段差やベッド等）を高齢化に対応できるよう改修、改善していく。

2. 人材育成、人材確保

全国的に福祉分野のみならず、人材不足である。2019年度は法人で大学・短大卒含めて4名の新規採用を行い、例年より採用人数は多かった。応募理由について、「仕事へのやりがいと魅力がある」と「職場の雰囲気が良い」が大きな理由であった。福祉分野でも、求人2倍の応募が来る法人もあれば、職員の不足を常に訴えている法人もあるため、魅力ある事業所作りをするため、下記の内容を実施する。

- ・2019年度は就職フェアへのブース出展、実習生の受け入れで就職に繋がったため、2020年度も人材確保は積極的に進め、大学・短大から3名以上の新規採用を目指す。
- ・退職者を減少させ、人間関係での退職者ゼロを目指す。また、職員間の人間関係が良好になるよう努める。
- ・制度や法律を熟知した職員を1名以上、実行力のある次期サービス管理責任者を担える職員を1名以上育成する。
- ・職員全体、専門職と語るには程遠く、知識の習得は必須である。自己学習を習慣化させ、発表の場を準備して学習の機会を増やす。
- ・サービスクオリティの高い事業所の施設見学か現場実習を年2回実施する。

3. 支援技術の向上

高齢者（65歳以上）が2名、強度行動障害が14名と高齢者と強度行動障害者が混在して40名前後が生活を送っている。職員は高齢化に対応するため介護技術の習得、強度行動障害者に対応するため自閉症、行動障害の学習は必須である。しかし、ハード面で高齢者と強度行動障害を分けるユニット化は困難であるため、高齢者は介護保険施設での生活が良いのか、強度行動障害者は個別化や視覚支援の環境の整った環境で過ごすのか、今のまま継続していくのかを含めて、今後の方向性を議論しながら、下記の内容を実施する。

- ・遅出、夜勤をする常勤職員は、強度行動障害基礎研修もしくは行動援護従事者養成研修を必ず受講し、資格を取得する。
- ・新たに介護福祉士資格を2名以上取得を目指す。
- ・外部講師を依頼し、介護技術研修を年2回行う。
- ・自閉症、強度行動障害者へは支援の統一と継続した支援を行う。
- ・職員で自閉症、高齢者、ダウン症チームを作成し、それぞれのチームで年1回勉強会として発表の機会を持ち、分野ごとのスペシャリストを作っていく。
- ・アセスメントと記録の重要性を伝えていく。

4. 虐待防止・権利擁護の取り組み

障害福祉で働く者として、「意思決定支援」をすると必然的に本人中心の支援となり、本人の求める暮らしに近付き、それを支えるのが支援員である。虐待防止と権利擁護は職員の責務とし、下記の内容を実施する。

- ・利用者処遇に係る自己評価チェック表を毎月職員にチェックしてもらい、虐待の芽を摘む

と同時に1ヶ月の振り返りと評価を行う。

- ・担当職員と話し合いを行い、本人の希望する外出を必ず年1回以上実施する。

利用者支援

利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者及びその家族の生活に対して意向、生活全般の質を向上させるための課題、ニーズに沿った個別支援計画に基づき、健康で快適な生活を維持・充実した生活が送れるよう障害の程度や特性に配慮の上、日常生活全般における生活習慣の向上を目指す。

1. 事業の目的、定員と現員（2020年2月1日現在）

<生活介護>

利用者の状況に応じて適切な食事、整容、更衣、排せつ、移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医・看護師と連携を取りながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談、アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な援助を行うことを目的とする。

<施設入所>

常に介護を必要とする利用者には、個別支援計画に基づいて夜間および休日の入浴、排せつ、食事の介助等を行う。また、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、置かれている環境に応じて個別のニーズに沿ったサービスの提供、相談、その他の日常生活の支援・介護をすることを目的とする。

2. 年間計画

月	行事	研修内容	
		施設外	施設内
4月	観桜会		
5月	保護者会 ばんたん親善運動会	行動援護従事者養成研修	
6月		新任職員研修 新任リーダー研修	
7月	保護者会	播淡地区職員研修会	避難訓練（夜間想定）
8月		播淡地区施設長・職員合同研修 兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修	感染症対策について
9月	保護者会	兵庫県サービス管理責任者研修、兵庫県相談支援従事者初任者研修 全国知的障害福祉関係職員研究大会	

		福祉の集い	
10月		強度行動障害養成研修	ダウン症チーム発表
11月	保護者会	播淡地区職員研修会	
12月	ふれあいコンサート クリスマス会	兵庫県サービス管理責任者基礎研修	
1月	保護者会		自閉症チーム発表
2月	保護者会	播淡地区施設長会研修 兵庫県サービス管理責任者更新研修	避難訓練（日中想定） 消火訓練
3月			高齢者チーム発表

※2019年度実績より

3. 医務・保健計画

日常の健康管理

利用者の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に努める。またサービス提供中に異常が認められた場合は通院等の適切な処置を行う。

- ・手洗い、うがいを励行し風邪などの疾患を予防する。
- ・慢性疾患、特定疾患の注意事項を周知する。
- ・利用者内服薬の管理及び常備薬の取り扱いに万全を期す。
- ・感染症対策としてスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。
- ・利用者のバイタルチェックを行う。（起床時、入浴時、体調不良時）

健康計画

内容	対象者	予定月
嘱託医による往診	全員	月1回
健康診断	全員	6月
インフルエンザ予防接種	全員	11月～12月

<短期入所（宿泊を伴う）、日中短期入所（宿泊を伴わない）>

【目的】 個々の心身の状況や介護している家族が、疾病・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加、休養等の目的で家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設を利用（レスパイト）、短期間の入所をする。

【サービス内容】

- ・日中における一時的な預かりを利用する利用者・宿泊を伴う利用で短期間の入所を必要とする利用者の状況に応じて食事・排泄・入浴等の日常生活支援を行う。

【活動内容】

- ・ 食事の提供
利用者の希望、健康面を考慮した食事を提供する。
- ・ 生活に関する相談、援助
利用者の自己判断、自己決定、自己責任のもと自分で解決しかねる問題、助言が必要

な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談、援助を行う。

- ・ 服薬管理

状況に応じて服薬援助を行う。

- ・ 健康管理

利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、食事等配慮する。

- ・ 短期利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応・ご家族、関係機関との連絡調整を行う。

- ・ 情報提供

利用時における本人の状況報告、家庭においての関わりについての相談、サービス事業所の情報提供、各種福祉サービスの情報提供を行う。

在宅で介護している保護者の高齢化が進み、緊急性の高い案件（介護者の急病等の緊急時）で2019年度緊急短期入所を受け入れした実績は4件であった。障害者支援施設はセーフティーネットの最後の砦としての機能があると考え、制度を上手く活用して要望があれば積極的な受け入れ体制をとる。緊急短期入所の必要性和柔軟性は各市町村にも伝えていく。

栄養課(日清医療食品株式会社)事業計画

【よりよい食事提供の構築】

- ・ 喫食される方の状態を把握し、食形態を随時見直す。
- ・ 味付けの均一化を図る。
- ・ 病態に合わせた食事作り。
- ・ 栄養基準量に基づいた食事提供。
- ・ 選択する楽しさ、喜ばれる食事の提供。

【嗜好調査（アンケートによる）実施】

- ・ 利用者様の要望や不満を把握する。
- ・ アンケート結果より、味付け、献立の見直しを行う。

【給食委員会の実施】

- ・ 月に1回給食委員会を開催し、職員様より味付けやメニューに対する意見を頂き、その情報をもとに協議し、より良い食事提供を行う。

【食の充実を図り複数献立を取り入れる】

- ・ 毎昼食に選択メニューを取り入れる。
- ・ 月に2回、3者択一メニューを取り入れる。
- ・ 月に1回、季節の行事食かバイキングのどちらかを取り入れる。

【食事提供時間】

朝食	8 : 00	
昼食	12 : 00	早出 11 : 30、11 : 45
夕食	18 : 00	早出 17 : 30、17 : 45

【職員体制】

- ・ 姫路暁乃里栄養士 1 名（非常勤）
- ・ 日清医療食品株式会社栄養士 2 名
- ・ 日清医療食品株式会社調理員 3 名

【衛生管理体制に基づいた安心・安全の食事体制】

- ・ 月 2 回の事業所衛生チェック。
- ・ 支店衛生担当による衛生監査。
- ・ 月 1 回のチーフ会議で実施する衛生についての勉強。
- ・ 本社衛生管理室による衛生監査。

【非常時・災害時におけるバックアップ体制の確立】

- ・ 災害時における対応マニュアルを全事業所装備。
- ・ 非常用備品を各支店単位で装備。

障害福祉サービス事業所 太陽の郷

基本方針

1. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
2. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
3. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

取り巻く環境

姫路市が障害福祉推進計画において挙げている課題の中で、「就労支援体制を充実させる必要があること」という項目がある。就労において後々は一般就労を目指して欲しいが、現状の雇用率の低さや、その利用者の能力をまずは知る為にとという理由から就労支援体制の充実が挙げられた。生活介護においても利用ニーズは多く、今後もそれぞれの受け入れ目標値を増加と定めている。

太陽の郷としては増えているニーズから選ばれる施設になる為、下記の重点目標や利用者支援の内容を実施していく。その上で職員のスキルアップを目指し、サービス提供内容の充実にも努め、生活介護、就労継続支援 B 型共に特色をより色濃くしていく事で利用者の確保へと繋げていく。

重点目標

1. 施設全体

より良い支援やサービスの質の向上を目指す上で、現状では情報共有と専門知識向上に向けた取り組みが弱いと感じている。利用者の今を更に知る為には保護者との関わりも増やす必要があると考える。そういった点を改善させていく為に下記の内容を実施する。

- ・支援や作業における進捗状況、見直し会議を各種別または作業毎に毎月実施する。
- ・毎月施設内研修を計画実施する。
- ・毎月の保護者会と年 2 回の支援計画説明会に加え、モニタリング説明会を年 2 回新たに取り入れる。

2. 生活介護事業

作業と余暇活動の 2 本柱を目指す。その為にはそれぞれに活動内容の充実を更にはかる必要がある為、下記の内容を実施する。

- ・箸作業は月間 50 万本以上納品。工賃、やりがいの向上、一日のメリハリに繋げる。
- ・余暇活動は創作活動により力を入れ、コンクールへの出展や展示会を開催する。

3. 就労継続支援 B 型事業

平均工賃 35,000 円を達成する為、下記の内容を実施する。

- ・個別支援計画に加え、個別チェックリストの項目をクリアしていく事で、スキルの向上や作業効率向上に繋げていく。
- ・各作業において、企業等への営業活動を増やしていく。

利用者支援

1. 生活介護事業

生活支援、余暇活動、作業として下記の内容を実施する。

- ・個別支援計画に沿った支援の実施に加え、保護者との面談を増やす事でフェースシートの更新や最新の情報が常に得られる様にすすめていく。
- ・理解し易い伝え方や情報の提供、経験や体験の機会等を提供する事による意思形成支援に努め、そこから利用者の意思決定へと繋げていく。
- ・個々のニーズを確認しながらの運動や訓練等を検討実施していく。
- ・日々の活動と行事を多く提供していく事に加え、作品展に応募する等、創作活動を精力的に実施していく。
- ・掃除、洗濯干し等、家庭でも出来る事を練習していく。
- ・作業中の姿勢や目標数の設定等をする事で仕事と遊びのメリハリをつけていく。

2. 就労継続支援 B 型事業

各作業班において収益増を目指す。一般就労をしたい、もっとお金を稼ぎたいと希望する利用者に対しても下記内容を実施する事でスキルアップを目指しながらすすめていく。

施設内作業班（ダイレクトメール作業）

- ・収益目標年間 2,400,000 円（月間 200,000 円）を達成させる。
- ・定期的にある作業とスポットで入ってくる作業とが混同する為、PDCA サイクル（計画、実行、評価、確認）を確実に実施する。
- ・納期や 1 日の出来高を分かり易く掲示する事で利用者のモチベーションを高める。
- ・個人個人で苦手な工程においては少しずつ練習をしたり、または自助具を作成し、効率アップを目指していく。

施設外作業班（除草、清掃、コーティング作業）

- ・収益目標年間 2,500,000 円を達成させる。
- ・施設外での挨拶や危険認識等、施設内とは違った部分の訓練も組み込む。それに加え、時間内で確実に仕事を終える為の段取りや動き方等も利用者と共に考え、予め施設内での練習をする等して仕事に臨む。そしてその先にある達成感を味わえる様に支援する。
- ・コーティング作業においては仕事を更に獲得する為、利用者と職員で 1 ヶ月 100 件以上を目標に営業へ出向く。

製造販売作業班（お惣菜の店 ごりんや）

- ・全体の売り上げ目標年間 18,000,000 円を達成させる。

- ・店舗の売り上げ目標 1 日 30,000 円以上を達成させる。
- ・販路拡大、イベント出店、ごりんや主催のイベント、SNS での発信等を実施していく。
- ・特に弁当詰めにおいて利用者一人一人の出来る事を増やす事で、生産量と効率をアップさせていく。
- ・店舗において1週間のランチメニューを決め、予め発信しておく事での集客アップを目指す。そうする事で利用者においてもメニューを覚えやすく、接客でのコミュニケーション力アップに繋げていく。

3. 年間計画

月	行事等	施設内研修	保護者関係
4	花見	行動規範・権利擁護	
5			保護者会
6			モニタリング面談
7	そうめん流し	行動規範・権利擁護	保護者会
8			
9			保護者会 支援計画説明面談
10		行動規範・権利擁護	
11			保護者会
12	クリスマス会 忘年会		モニタリング面談
1	もちつき	行動規範・権利擁護	保護者会
2			
3	創作展示会	事業計画・報告	保護者会 支援計画説明面談

- ・施設内研修において定期的な権利擁護の取り組みを実施。利用者処遇に関するチェックリスト実施、個別面談等、記録に残しながら改善状況も確認出来る様に進めていく。
- ・保護者関係においては来所日数を最低年 4 回に増やす事で、事業の進捗状況や理解等、更なる情報共有に繋げていく。

基本方針

障害者の地域生活移行の一つの手段として、共同生活援助事業における共同生活住居を設置運営し、利用者一人一人にとって心安らげる「家」となるような支援を目指す。利用者の障害種別や程度に関係なく、充実した生活を営むことができるよう、サポートと相談業務の強化を図り、各関係機関と連携を密にして、継続的に支援する体制を整える。

取り巻く環境

第5期障害福祉計画ですでに明らかにされているように、2020年度には1989年の制度化から初めて、共同生活援助の利用者数が施設入所者数を上回る見込みである。障害者の生活の場は施設から地域へと変化してきており、それに伴いグループホーム利用の需要は増加している。また、障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は一様に認識されているところである。

以上の点を踏まえ、重点目標を次項の通り定める。

重点目標

1. 利用者の確保

障害者の地域生活の場として、グループホーム利用のニーズは潜在化している。当事業所の空床は3床あり、当法人の太陽の郷や地域の相談支援事業所等の関係機関と連携し、利用者の確保を目指す。また、当事業所の短期入所を利用したことがある利用者に働きかけ、受け入れを積極的に行うことで、利用数の増加を図る。

2. 意思決定支援

日常の様々な場面で、自分のことは自分で決めるということの大前提とし、その意思決定を支援する。各利用者の目標を念頭に置いてコミュニケーションを取り、利用者本人がどう考えているのか、本当に望んでいることは何なのかを適切な質問等の反復により言語化し、本人の意思に沿った支援を実施する。

利用者支援

1. 個別支援の強化

個別支援計画に基づき、利用者一人ひとりの障害特性やニーズに応じて支援を行う。利用者の障害特性や身体機能に関すること、得意なことや苦手なこと、また、配慮を必要とする点などを記載したプロフィールシートを作成し、紙面にして事務所に設置する。必要な場合に常時確認できる状態にしておくことで、個別支援の充実と最適化を図る。

2. 健康管理

利用者の年齢や障害の程度、特性、生活歴等を把握し、個々の生活状況に応じて健康状態を観察する。看護師は月2回、定期的に訪問して血圧測定や身体状態のアセスメントを行う。医療連携体制を取っているあいらい訪問看護ステーションと積極的な情報交換を行うことで、疾病の早期発見に努める。疾病が疑われる際は、速やかに協力医療機関へ相談・受診し、早期治療に努める。

3. 各関係機関との連携

各利用者の就労先や通所している事業所と連携し、適宜、連絡調整及び訪問等を行う。事業所間で利用者についての情報を共有することで、利用者の生活を全体的に捉え、支援の円滑性を高めることを目指すとともに、全般的な情緒の安定を図る。

4. 環境整備

利用者本人が清掃できない部分を補完することを目的とし、居室及び共有部分の清掃を定期的に行う。清潔な状態を保持し、利用者の体調の維持や精神的健康の増進に努める。また、経年劣化や故障等により必要となる設備補修を随時行うことで、快適な生活環境を提供する。

5. 余暇の充実

常勤の生活支援員を2名配置することで、本人の意思に沿った余暇の充実を図る。個々のニーズに応じて対応し、有意義な余暇を過ごせるよう支援する。

6. 緊急時対応

災害等の緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網の連絡系統に従って速やかに連絡を行う。また、年2回の避難訓練を実施し、その間隔を6ヶ月程度として、定期的に訓練をする。利用者並びに職員の緊急時避難の練度を高め、利用者の安全確保に努める。

基本方針

オリオンは子供たちの「楽しい」「できる」を分かちあい、安心・安全に過ごせる場所を目指します。一人ひとりの発達に合わせて、基本的な生活習慣・対人関係・言語やコミュニケーションなどの力を伸ばします。

取り巻く環境

障害と診断される児童数増加に比例して放課後等デイサービス事業所も増加しており、利用者獲得競争が激化している。

保護者のニーズも多種多様である。親の仕事の関係はもちろん、家事など忙しい親にとってはなくてはならないものになっている。毎日同じ事業所を利用するのではなく、複数の事業所を利用している子供たちが多い。多くの人とかかわり、たくさんの経験ができるメリットはあるが、事業所間や家庭、学校との密な連携が必要となっている。学校が終わってから放課後等デイサービスを利用することで親と過ごす時間が短くなっていたり、親の都合のみで本人の負担になっている可能性がある。安心して自分を出すことができる居場所・日々発達し成長する子どもたちを受けとめ、共有しながら、ライフステージに沿った支援ができるよう心がけていきたい。

重点目標

1. 利用者の獲得

地域と連携し勉強会に参加するなどして専門性を高めていくことや、支援内容などを見直し改善していく。専門性の高い療育を行い、サービス内容に反映させて利用者獲得に結び付ける。

2. 人材の確保

事業所の方針を明確に打ち出し、利用者にも職員にとっても魅力のある場所にする。サービスの質を高めてやりがいのある職場にする。利用者ニーズに沿って安心して利用できる環境を整え、職員がニーズに対応できるように取り組む。また、関係機関と連携し、福祉だけの視点だけではなく、医療・保育・教育などの視点も入れながらサービスの質が向上できるようにする。

利用者支援

一人ひとりに合わせた課題プログラムを提供していく。個々のライフステージに応じ小集団の中でプログラムを通じて社会性を身に付ける事ができるサービスを目指す。外出活動も取り入れ社会経験を積むことが出来るプログラムも提供する。ご家庭や関係機関との連携を図り、子どもたちが楽しく過ごせるようにする。

支援の基本姿勢

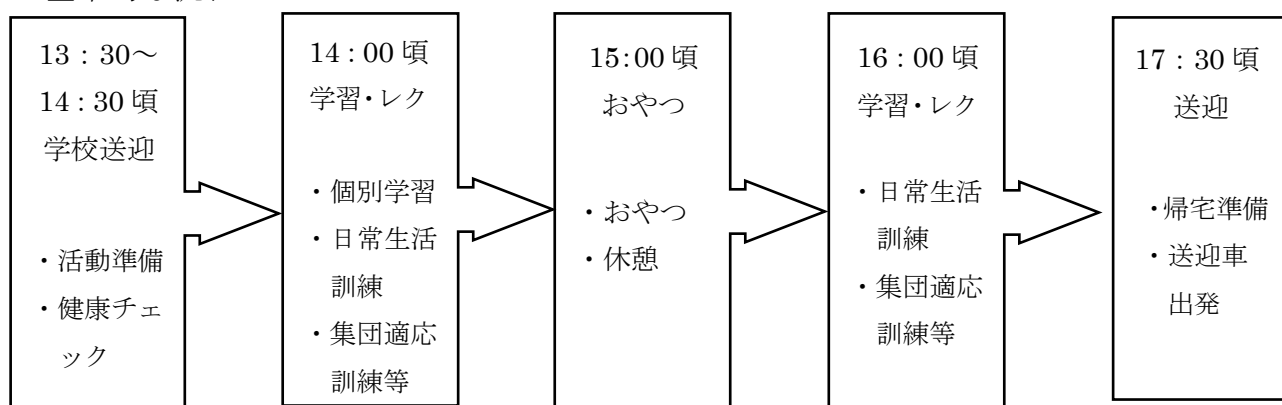
1. 子供たちの発達過程や特性・適応行動の状況を理解して支援する。
2. 個別支援計画に沿って本人の気持ちに寄り添いながら支援する。
3. 「楽しい」「できる」を感じる事ができるよう支援をし、他者と信頼関係を形成出来るよう努める。
4. 日常的な関わりを通じ保護者との信頼関係を築き、相談できる場になるよう努める。

サービス提供時間

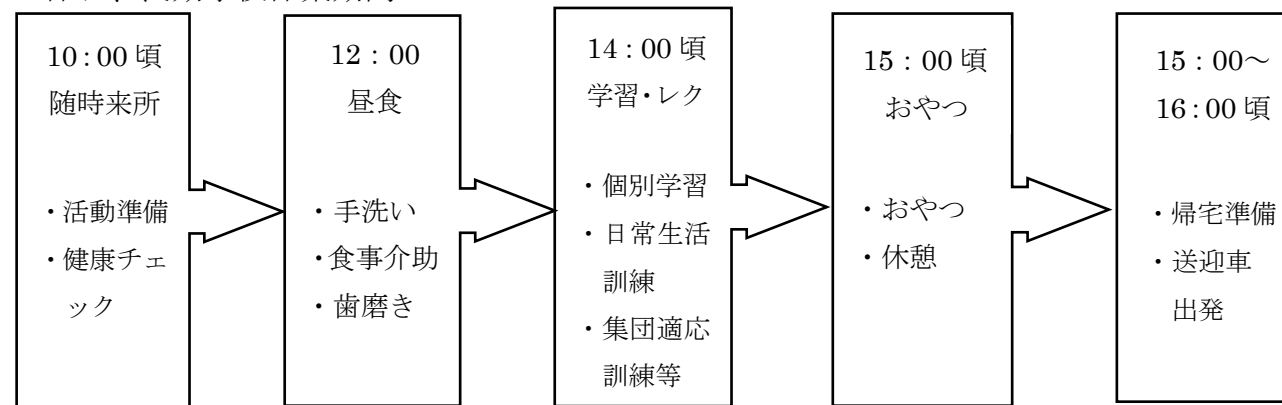
・平日 14:30~17:30 ・休日 10:00~16:00

●日課

1. 基本的な流れ



2. 休日、長期学校休業期間



●年間行事

	内容		内容
4月	お花見・避難訓練	10月	ハロウィン・避難訓練
5月	子どもの日	11月	
6月	外出	12月	クリスマス
7月	七夕	1月	お正月

8月		2月	節分・バレンタイン
9月	お月見	3月	雛祭り・ホワイトデー

- ・奇数月に外出を行う。
- ・非常災害対策では消防計画に基づき、避難・通報訓練を実施する。

相談支援事業所 ふらっと 事業計画

基本方針

利用者の自立した生活を支え生活していく上でのニーズの解決に向けて各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し細かく支援する。

取り巻く環境

幼児検診などで気になる児童は保健所から専門機関での診断へと繋がり、未就学児童の計画相談の依頼が増えている。相談支援専門員数、相談支援事業所数は着実に増加しているものの、相談支援専門員が一人しかいない事業所も多数ある。その為、計画作成の依頼があっても、全て受ける事が出来ていない現状である。最近では家族から直接電話で依頼を受ける事が多くなっている。

利用者支援

相談者にとって有効且つ分かりやすい計画作成に努めていくことに重点をおきながら、相談者の現在また将来にわたり安心した生活を実現するべく各方面でのネットワーク強化を図るとともに総合的な相談支援を行っていく。

重点目標

1. 相談
利用児・利用者・家族・地域、又は関係機関との信頼関係の構築に努める
2. スキルの向上
研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質向上に努める。

利用者対象

1. 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
2. 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

事業内容

1. 利用者やご家族からの相談に応じ、必要な情報を提供する。
2. 利用者の要望や本人を取り巻く環境等を確認し、適切な福祉サービスが利用出来るよう援助する。
3. 関係機関や利用者、ご家族と情報交換を行い、円滑に計画相談を進めていく。
4. 研修に参加し、計画内容の充実や情報収集に繋げる。